

平成20年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び閉会 平成20年9月30日 午前10時00分 開会
午後 0時05分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番	山下 和 弥	2番	朝 岡 佐一郎
3番	西 井 覚	4番	藤井本 浩
5番	吉 村 優 子	6番	阿 古 和 彦
7番	川 辺 順 一	8番	川 西 茂 一
9番	寺 田 惣 一	10番	下 村 正 樹
11番	岡 島 辰 雄	12番	野 志 昭
13番	西 川 弥三郎	14番	南 要
15番	亀 井 一二三	16番	高 井 悦 子
17番	白 石 栄 一	18番	石 井 文 司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	副 市 長	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	吉 村 正 好
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	米 田 芳 昭
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 産 業 部 長	石 田 勝 朗
市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄	保 健 福 祉 部 長	花 井 義 明
教 育 部 長	高 木 久 雄	水 道 局 長	安 川 登
消 防 長	北 川 武 雄		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 島 克 比 虎	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 5番 吉 村 優 子 12番 野 志 昭

7. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会 午前10時00分

西川議長 おはようございます。ただいまの出席議員全員出席であり、定足数に達しておりますので、これより平成20年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

16番、高井悦子君の発言を許します。

16番、高井君。

高井議員 おはようございます。ただいま議長から一般質問の発言の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

質問は1点でございます。よろしくお願いいたします。

生活保護制度を中心に、社会福祉協議会や地域包括支援センター、消費生活相談などが連携した体制で住民生活のセイフティネットを充実させることの必要性についてお伺いをいたします。

小泉内閣から安倍、福田内閣と引き継がれてきました構造改革路線によって国民の家計は痛めつけられ、格差と貧困が広がっております。国税庁の調査でも、民間給与所得者で年収200万円以下の方が2006年の1年間で40万人ふえ1,022万人に達しており、働けど働けどワーキングプアと言われる状況が広がっていることが統計上でもはっきりと知ることができています。原油や穀物市場の高騰を受けました中小企業の倒産件数が増加しています。生活必需品や食料品の値上がりが家計に追い討ちをかけ、賃金は一向にふえないのに物価は上がる。リストラや賃金の引き下げまで、生活そのものが成り立たなくなっています。2007年度の家計調査では、貯蓄ゼロと回答した世帯は全世帯の2割、貯蓄残高が減ったとする家庭は4割で、老後の不安は実に8割以上に及んでいるのであります。また、生活保護世帯も2006年度で108万人に達し、いつ自分の身に起きるかもしれないリストラや失業、病気などの不安、そして高齢とだれもが絶対的貧困状態に陥る危険性が起きる、そういう社会情勢であります。

そんなときのセイフティネットとして、生活保護制度があります。生活保護は、働いているかどうかにかかわらず生活に困ったとき国民のだれもが日本国憲法第25条、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する条項や、生活保護法第1条での、この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。このようにうたわれているように、国民のだれもが持つ権利であります。しかし、役所によっては、失業は生活保護の申請理由にならない、まず仕事を探みなさいと実情を無視して申請を拒否している実態も聞いています。

そこで、葛城市における生活保護制度の現状についてお尋ねします。

まず、現在の保護件数とその推移です。そして、保護率の推移についてです。次に、生活保護の相談の件数、そのうち申請された件数、認定となり保護が開始された件数、これらの推移についてお伺いします。中でも、相談だけで申請に至らなかった理由はどのようなもの

か、お伺いをいたします。

また、役所には生活保護など直接の生活支援を求めてくる人以外に、地域包括支援センターなどの高齢者の介護相談の中で、介護のケアだけでなく生活そのものが崩壊している状況から生活困窮に対する支援の必要性のある人、また高齢者をねらった振り込め詐欺やサラ金問題など多種多様な問題を抱えている高齢者と向き合っているのが、地域包括支援センターのケアワーカーではないでしょうか。

また、消費生活相談窓口には、生活のあらゆる分野での相談が持ち込まれています。中でも多重債務に陥った人の相談は深刻です。消費生活相談の現状はどのようになっていますか。お伺いをいたします。

さらに、社会福祉協議会での生活福祉資金等の利用相談、母子家庭の生活相談、教育扶助制度の利用相談など、住民生活全般にわたっての生活困難にかかわる相談がそれぞれの窓口で受けられています。どこの部署、担当の職員も多くの問題を抱え、市民のためにどうすれば問題解決ができるのか、悩み苦勞をされているものと思います。私は、多くの情報を共有しながらその人にとって今何が必要とされているのか、縦割りではなく横のつながり、連携体制を持ちながら解決と支援に当たれる、そんな体制をつくる必要があるかと思っています。現状の取り組み状況と連携した支援体制をつくることに対してのお考えについてもお伺いをいたします。

質問は以上でございます。再質問は自席から行わせていただきます。よろしく願いいたします。

西川議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 16番、高井議員の一般質問にお答えさせてもらいたいと思います。

最初に、生活保護受給者の世帯状況についての説明をさせていただきます。

平成18年度末の被保護世帯は104世帯、人員で126人、保護率3.59パーミルでございます。パーミルとは1,000分の1の単位でございます。平成19年度末の被保護世帯122世帯、人員で158人、保護率4.48パーミルとなっております。また、平成20年8月末現在での被保護世帯につきましては、127世帯、人員で163名、保護率4.50パーミルと上昇傾向でございます。

また、平成19年度中の相談件数につきましては88件でございます。実施責任が当主でない場合やDV、嫁姑等の家庭問題、育児放棄等を除いた実質の生活困窮に伴います生活保護相談件数につきましては58件、うち申請件数が39件となっております。なお、認定件数29件でありまして、介護保険の境界層適用による介護保険サービス料が低額になることにより保護が必要でなくなった3件を除いた分としての、至らなかった件数としては結果として26件ありまして、理由といたしましては、持ち家にローンがあるとか、土地や生命保険等の活用資産がある、年金受給権の発生がある、失業保険の発生、自賠責保険の発生などであり、また一方で収入の方、それから扶養義務者からの援助等により申請に至らなかったケースとなっております。

生活保護の平成19年度中の開始の分につきましては、主なものといたしまして世帯主の疾病とか、就労者との離婚、それから稼働収入の減少・喪失、仕送りの減少・喪失、それから

転入、行旅病人、預貯金等資産の減少などございまして、開始の合計は29世帯50人でございます。一方、廃止につきましては、施設入所、死亡、社会保障給付の増加、仕送りの増加、転出でございまして、11世帯18人の廃止でございました。なお、就労による収入増で生活扶助費が減少した世帯もありますが、就労による収入増に伴います廃止はございませんでした。

また、質問にありました母子加算の対象世帯といたしましては9世帯でございます。

平成18年度以降の老年者加算の対象者、廃止になったわけでございますけれども、老年者加算の対象者といたしましては、74人でございます。

ちなみに、生活保護制度は議員もおっしゃいましたように、日本国憲法第25条に規定する「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念に基づき、経済的困窮者に対しその困窮の程度に応じ必要な保護を行い最低限の生活を保障する制度でございます。窓口で生活が苦しいと相談に来られた場合、相談者の生活状況などをお尋ねしながら、その内容に基づき生活保護制度は最後のセーフティネットとも言われているものですので、まず他の方法、制度で救済することができないのか検討してまいります。

例えば、土地や生命保険等の資産の活用、障害年金や厚生年金等の受給資格の確認や申請の方法、失業保険、自賠責保険金の受給権が発生しているのにまだ申請していない場合の説明、申請の助言等を行っております。

また、介護保険サービスを受けるに当たり、利用者自己負担額を引き下げることによりまして、生活保護を受けずに済む境界層の適用が可能かどうかも検討してまいります。

また、社会福祉協議会による貸付制度もございまして、生活福祉資金の利用が必要であると思われる場合は、社会福祉協議会への生活福祉資金貸付制度への案内も支援いたします。

なお、高齢問題、児童・母子問題、障害問題、健康問題等多岐にわたる相談内容として問題ケースとなる場合もございまして、そのような場合におきましては、各担当部署等が合同にて会議を開きながら処遇を検討してまいっております。また、その検討の結果によりまして、指導、支援していくものとなります。

生活に介護や付き添いの必要な方につきましては、利用できる制度の実施機関への案内もいたします。例えば、高齢者の場合は地域包括支援センターへの案内、障害者の場合におきましては居宅介護、移動支援などの実施事業所の紹介や申請方法等の案内、指導も行ってまいります。また、借金等の相談については、消費生活センターの案内もいたしておるところでございます。

以上の対策をとった上においても、最終的に生活保護が必要な場合や緊急を要する場合には、生活保護を申請していただく運びになります。

社会福祉協議会による生活福祉資金の貸し付けを案内した場合におきましては、当初から社会福祉協議会への貸付係に前もって連絡をしております。なお、借りることができなかった方へは社会福祉協議会へ再度問い合わせながら相談案内をしていきたいと思っております。なお、社会福祉協議会によりまして平成19年度の生活福祉資金の新規の貸付件数は9件でございます。現在の貸し付け中の件数は60件ございまして、うち回収不能の状態にあるのが3件でございます。返済が滞った場合におきましては、奈良県社会福祉協議会が回収に当たりますが、返

済能力の範囲内に応じて相談に応じておられます。

高齢者の相談に係る地域包括支援センターにおきましての対応する事例には、生活課題を抱える人が本人から訴えることができなかつたり、家族などから支援が受けられなかつたことにより、劣悪な生活環境に陥っているケースもございます。独居、孤立、生活困窮、精神疾患、介護などの複合的な問題に保険、医療、福祉などの専門職が一緒になってチームとして取り組んでおるところでございます。あわせてその方を取り巻く身内の方のかかわりや、地域の方の大きな支えが大きな力となっておりますところでございます。今後とも住民福祉の充実に向けまして、各関係機関との連携を深め、また行政、専門職だけでなく、民生・児童委員、ボランティアの皆さん、また地域の住民の皆さんの協力を得ながら支援し住民福祉の増進に努力してまいりたいと存じます。

以上でございます。

西川議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、高井議員のご質問の中にごございます消費生活の実態ということで、私の方からご回答申し上げます。

消費生活につきましては、本年度両庁舎におきまして月1回の開催を行っておりますが、昨年度で34件、本年度9月現在で31件の相談件数となっております。他市町村の相談日の回数でございますが、奈良市、天理市、生駒市などでは毎日ということで相談をされまして、県での相談件数を含めまして70から80%が地元での相談となっております。

この数字を見ますと、高井議員ご指摘されていますように、一度相談に来られその後相談員からの指導に沿った行動をされまして、再度その結果に基づき相談に来られているのかという思いをするわけでございます。地元での相談はちょっとというような声も聞きましたが、当然資格を持った相談員でもありますので、相談者の内容によりましては十分フォローできるものと思っております。

今後は他市町村の相談内容の実態も把握いたしまして、予算の許す限り相談回数の増、またPRに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 16番、高井君。

高井議員 それぞれ部長よりお答えをいただきました。

まず、生活保護の受給状況等々報告をしていただいたんですけれども、まずこの生活保護世帯の状況ですね。保護率についても言っていました。平成20年の4月現在で全国の保護率の平均というのは、12.1パーミルとされています。奈良県の平均は11.57パーミルです。葛城市は4.48パーミルということでありまして、奈良県39市町村ある中で36位という低い保護率になっています。もちろん、この保護率が高い方がいいとか、低い方がいいとかという問題ではないというのは明らかですけれども、この現状がやはり憲法で保障された健康で文化的な生活を営むことができている、最後のセイフティネットとしての機能が働いていれば、私はこのまちのいわば特質的なものという地域柄ということもあるというふうな見方はしているわけですが、果たしてそういうふう認識できるのかどうかという点で、

やはり検証が要るのではないかというふうに思っています。

まず、生活保護の窓口で相談に来た人の多くが申請に至っていないという問題があります。部長の答弁にもありましたけれども、葛城市の相談件数というのは平成17年度、これは報告ではなかったんですけど、前回の予算委員会か決算委員会のときにお聞きした数字ですけども、相談件数が86件。そのうち申請件数が15件ということで、相談に対する申請率17.4%であったわけです。ところが、平成19年度相談件数88件、うち申請件数は32件で、相談に対する申請率というのは36.4%まで引き上がってきたということでもあります。実際に、生活保護の窓口に来られた住民の方というのは、本当に生活に困り保護を受けたいという思いの人、そしてこの困った状況を何とかしてほしいというような思いで相談に来られるわけです。しかし、実際には先ほども言いましたけれども、相談に来られたうちの36%ぐらいの人しか申請に至らなかったと。6割以上の人は申請すらなかったというような状況であります。

部長の方からも、その相談の内容ですね。家庭内のもめ事であったり、DVであったり、育児放棄であったりと、直接生活保護の申請にする内容ではないという相談も確かにあろうかと思えますけれども、その後の説明でも保護以外の利用可能な制度があればということで、いろんなところに相談、これ当然なんですけども連携を持ちながらやっていただくと。例えば、生活保護、即にはならないけれども障害年金がとれるのではないかとか、いやこういう制度があるのではないかとか、子供さんには教育扶助がありますよとかいうことを言っていた中で、もちろん社会福祉協議会に対してもこういう福祉資金の貸付制度というものもありますから、行ってください、そっちへ行きなさいというような指導がされているわけですね。これは保護以外に使える制度があれば、当然それを利用していくというのは当たり前のことなので、そういう形で指導していくというのは当然やと思うんですけども、実際にはあそこへ行ってください、ここへ行ってくださいということで終わっているのではないかなと。もちろん、今も言われましたけれども、その後のケア、全体の連携を持った形でのいわば対策会議みたいなものを行っているということになっているようですけれども、実際には相談に見えた方々が社会福祉協議会で貸し付けを言ってきなさいと行って行ったけれども、それは生活保護ですよと言ってまた戻された。けれども、もうなかなかやっぱり敷居が高くて相談に、再度相談に行く、再々度行くというのはできないというような状況が現実にあるわけですね。まず、働きなさい、働いている人にはもっと働きなさいというような形の指導がこれは物すごく強いというのも現実の問題として、私はあるのではないかなというふうに思っています。

働く能力、それと親族による扶養を求める。申請用紙を渡さない。そういったことをすることで申請用紙を渡さないというような違法な水際作戦と言われるような対応、うちではなっていないというふうに思いますけれども、そういうことについて改めて考えていただきたいというふうな思いがしております。

もちろん、さっきも言われましたけど、DVの問題で生活保護に来られてもというのもあるでしょうけれども、生活保護の基準の要件に満たしていないという方もあるでしょうし、間違った理解のされ方というのもあるというふうに思います。今、私自身もいろいろ言って

おりますけれども、実際この今担当部署が常日ごろ本当に親身になって相談を受けて自立への援助、指導をされているということも知っておりますし、可能な限り保護に値すればということで努力していただいているのを知っておりますけれども、この問題について再度状況ですね。考え方を伺いしておきたいと思えます。

それと、消費生活相談についてであります。

この平成19年度から月2回、新庄庁舎と當麻庁舎で1回ずつ行われ、利便性も図られてきているというふうに思えます。部長の方からもお答えいただきましたけれども、この奈良県下で特に12市中でいいますと、週5回毎日生活相談を受付けているところが多くなっているわけですね。3回、2回というようなのがほとんどで月2回というような状況にあるところというのは、残念ながら葛城市だけであります。一度相談に来て、次どうすんのやということになって、その結果の報告であったり今後どうするんやという相談が月1回ではどうしようもないというような状況もあるわけですね。そういうことから考えますと、やはり先ほどの生活保護、そしてそれにかかわるいろんな住民の方の困り事、そして消費生活では多重相談の問題、こういったものもあわせた形で充実というのが本当に求められていると思うんですね。

これは以前の3月議会でクレジットサラ金の高金利が多重債務を生み出して大変な社会問題になっているということで、伺いをしたときでありますけれども、市長はこの時点で、住民の不安や心配についての相談は大変重要な仕事であろうと言われ、関係団体とも調整を重ねながら多重債務にかかわる総合的な相談窓口の設置ということも言われておりました。こういった点からも、やはり消費生活相談の窓口を拡充していくというのは非常に大事であろうというふうに思えます。

それと、そのときにも少し申し上げたかと思えますけれども、この消費生活相談、総合的にやっていくということで、鹿児島県の奄美市、あるいは滋賀県の野洲市などでは先進的な取り組みをされております。借金を抱えている、多額の借金を抱えている、このままでは生活できない、病気もあって思うように働けない。こういう多重債務の相談があれば、当然のことですけれども、法律家である弁護士や司法書士に連絡をして相談日をセットすると。健康や生活苦については、各課担当部署と連絡をとり合って必要であれば生活保護であったりいろいろ生活の再建に取り組むなどの援助をするというような総合的な、消費生活相談に来られた方も一緒にその生活再建の問題について考えられるような場所の設定と相談員の設定というのがなされているわけですね。そういうような形を考えれば、やはりもっと生活保護、社会福祉を中心にした形での連携した相談窓口をつくり、相談体制をつくる。これが今、住民の皆さんが非常にさまざまな形の困難を持っておられる中で解決するための一番の方法ではないかなというふうな思いがしております。そういったことについて、お考え、市長のお考えもあわせてお聞かせいただければと思っております。

以上です。

西川議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 1点目の生活保護の関係でお答えさせてもらいたいと思えます。

平成18年度における新規認定等の申請の件数、それから平成19年度中における申請件数32件となって、平成19年度で大幅に伸びておるわけでございますけれども、これらの件数の中におきましては平成18年度中に相談を受けておった分がございます。そうした中において、先ほど申請に至らなかった、要するに条件に満たなかった方がその後病状の悪化や生命保険の解約、それから自宅等の資産の売却、扶養義務者との別居等、扶養義務者の援助でございますがそれらの拒否によりまして、保護の申請件数がふえる結果となったわけでございます。生活保護につきましては、先ほど8月末の状況も保護率としてご説明申し上げたわけでございますけれども、今後も人口の高齢化、それから年金の未加入、特に最近におきましては離婚による母子家庭の増加、それから扶養義務者間の援助の希薄化によって生活保護世帯がふえてきておる傾向でございます。

また、議員の方からおっしゃいましたように、いろいろな相談を受ける中において、それぞれの部署間における連携を言われておるわけですが、あるときには地域包括支援センターと社会福祉課、要するに生活保護の担当窓口が一緒になりながら相談をする場合もございますし、そのそこに精神疾患の方がおいでやということになりますと健康増進課の方の協力も得ながら、また保健所等の助言もいただきながら相談をしておるのが現状でございます。それらの担当の窓口が、一方で専門職の配置職員もおるわけですので、より適切に相談者に対してこたえていけるようにそれぞれの担当部署が窓口になり、また中心になって相談に応じておるわけでございます。

最初相談窓口に来られたのが、説明で申しましたように、社会福祉課の方に来られたのが88件ということの説明もいたしましたけれども、窓口に来られたときに一番入り口が社会福祉課ということにもなっておりますし、住民の方からいたしますとどの課に行ったらよいのかというようなことも、いろいろ相談事項の案内は出しておるわけですが、一番近くの課で相談される場合もございます。そうした中において、例えば相談内容が先ほど言いましたようにDVに係る分とか、また家庭内のもめ事に関する相談とかいうようなことを含めての88件でございます、先ほど言いましたように生活の困窮に伴う相談件数としては私ども58件としてとらえておるわけでございます。

新聞紙上におきましても、団体、団体によりまして、それらのいろんな相談も含めての件数で相談件数何件、それからそれが申請に至ったのが何件というようなことが載っております。また、ある団体においては今申しましたように、実質の生活困窮者の件数のみをとらまえての相談件数というようなことで、申請率が新聞にも載っていますように、一方でもっと正確な統一された部分としての申請率であるのかどうかというの、ちょっと疑問に感じておるわけですが、本市におきましてはそうしたことをとらまえてみますと88件ございましたけれども、実際の困窮者に対する生活相談としては58件、それから申請に至ったのが32件ということから見ますと、申請率が55.17%ということになるわけでございます。

今後におきましても、これらの相談窓口に来られた場合におきましては、先ほどの話にも申しましたように各担当、担当によりまして相談をしていくことになるわけですが、いずれにいたしましても、正確に市民の方に適切に答えていくためにも、1つの窓口だけで

なく関係する窓口が一緒になりながら取り組んでいかななくてはならないと思っております。

また、一方で行政でしなければならないこと、また市民の方をお願いしなければならないこと、また関係機関でもございます社会福祉協議会なり、地域の民生委員さん、それから県の福祉事務所、保健所等、いろんな関係機関がございます。そうしたところとも情報を共有しながら適切に答えていきますよう、今後ともさらに努力してまいりたいとこのように思っております。

以上でございます。

西川議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 高井議員の消費生活に関係します再度のご質問でございますけれども、まず回数の方でございます。やはり、高井議員ご指摘のように、私最初の答弁で奈良市、天理市、生駒市ということで、ここらは毎日開催されているところでございますけれども、あと消費生活相談を実施されております奈良県内の市町村におきましても、やはり2回よりは3回、3回よりは5回というのが地元でも相談件数がやはり多くなっているところがございます。それと、実際に相談日のPRなんですけれども、今現在は広報によりますPRということになっておるんですけれども、このあたりにつきましても一度有線なり防災無線を利用したPRというものも一度考えていこうという思いでございます。

それから、多重債務等についてのできたら弁護士等への指導ということでございますけれども、現在相談いただいた相談員さんからの報告ということでは、相談内容についての報告というのはいただいているんですけれども、そしたらこの方についてはどういった指導をしましたよというところまではっきりしたものをいただいておりますので、この辺につきましても相談された内容、また指導内容についても相談員の方から報告をいただいて、できる限りフォローしていけるような形というのを考えてまいりたいと思います。

西川議長 市長。

吉川市長 16番、高井議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

1つは石田部長が答弁をいたしました。消費生活の相談のことでございます。件数、回数が葛城市は少ないというふうなご意見であったわけでございます。先ほど部長の方からも答弁いたしましたように、回数等につきあるいはまたそういう利用状況について十分精査をいたしまして、必要なことであれば回数を可能な限りふやしていくこと、こういうふうに部長も答弁しております。私もそういう考え方でおります。

また、総合の窓口をということで考えはどうかというこういうご質問であったかと思うわけでございます。花井部長がいろいろと実情なり、今現在相談に応じている関係の答弁をいたしました。最近の社会情勢がどんどんと変化をいたして、新しいいろんな分野での相談のこともふえてきていることは事実であるわけでございます。いずれにいたしましても、そうした生活保護にかかわっていく相談が、先ほどから部長が答弁をいたしておりますように関係の機関が十分に協議といいますか、連携をしながら進めていかなければならないと。そういう内容によったら、いわゆる総合的な窓口的な相談の今現在もさっき部長が申しましたけれども、そういう相談の方法をとっているわけでございます。そうしたことが市民のニ

ーズに合ったような方法で今後も進めていきたいというふうに思います。

以上です。

西川議長 16番、高井君。

高井議員 それぞれ改めてご回答をいただいたところであります。

消費生活相談の窓口の回数をふやすということは、既に言われているようにやはり相談日をふやせばふやすほどやはりそういった相談がたくさん寄せられているというのは、奈良県下の相談件数であったり、そういったものを見ますともう明らかにしておりますので、その点は今回相談に行ってもその結果次どうすんやということになったときに、来月しかないねんということではなかなか話にはならないですし、ぜひふやしていただきたいですし、今の相談の中でですけれども、多重債務の問題でも弁護士さんのところへ振りましたよというだけで終わっているわけですが、やはり多重債務に陥る状況というのはさまざまな生活苦であったり、健康を害しはったり、もちろん中には浪費という方もおいでなんやろうけれども、やはりそういった問題があつて本当に生活に困窮されている人に対してそこからどうその人の自立を助けるのか、生活支援をするのかということになるわけですので、そういう意味での私は総合的な支援体制をとってほしいということをお願いしているんですね。十分わかりいただいていると思いますけれども、ぜひそういった形の体制づくりをお願いしたい。

生活保護を中心とした地域包括支援センターであり、学校教育の教育扶助であり、給食費の滞納であり、さまざまなところから私は住民の皆さんの生活の苦しさというのが感じられるわけですね。それを各部課はそれぞれ感じておられて、それを自分とこの課で相談だけで終わってじゃなくて、やったださっているというふうなのはわかるわけですが、やはりそれを系統的にやっていくようないわゆるケアマネジメントみたいなものが、私は要るんじゃないかと。うちからあっちへ送りました、あっちへ相談をかけました、はい、そこから向こうへ行きましたということだけで終わっていたのでは、その人はぐるぐる回されるだけで、結局のところはもう悲しくなって疲れ果てて、もうそういう結果になると私は思いますので、その点を十分考えていった形での体制をとっていただきたいということを私はぜひお願いしたいと。

生活保護制度ですね。やはり、きちんと理解していただくということが非常に大事です。そして、こういういわば最後のセーフティネットとしてあるんですよということを知っていただくと、正しく知っていただくという意味からも、私はこの生活保護のしおりをぜひカウンターに置いてほしいと。置いていただいているのかなと思っていたら、置いていないんですね。葛城市のりっぱなところといますか、この生活保護のしおりの中にきちっと憲法第25条に規定する理念に基づきということをきちっと入れていただいて、だから権利としての生活保護がありますよということをうたっていただいています。すごくいいしおりをつくっていただいているわけですので、これをきちっと窓口においてほしいし、申請用紙も置いてほしいと思います。もちろん、いろんな相談に見えるだけの方もいますし、保護基準にも合わへんという方もおいでやと思いますけれども、やはり最後のセーフティネットとしての役割の発揮をしてもらえるようにさらに努力をお願いしたいというふうに思います。

終わります。

西川議長 高井悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、17番、白石栄一君の発言を許します。

17番、白石君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、公共工事の入札、契約手続の改善と地域経済の振興について、さらに介護保険事業の改善についての2点であります。

第1に、公共工事の入札契約手続の改善と地域経済の振興について伺ってまいります。

市民から寄せられた貴重な税金で賄われる公共工事が、一般競争入札等によって競争性や公平性、透明性が発揮され、税金がいかに有効に使われ、丈夫で長持ちするよりよい公共物、社会資本が最も経済的で効率的に施行されてきたか。平成19年度に執行された予定価格200万円以上の土木工事、請負契約の入札結果を踏まえ、本市の入札、契約手続の改善を求めてまいりたいと思います。

まず、平成19年度の入札結果の予定価格200万円以上の土木工事など51件について、特AからDのランクごとに平成17年度、18年度と比較をしながら落札率や落札金額などを点検、チェックをし、談合や丸投げ、受注の偏りがなかったか、経費の節減に貢献できたか検証、評価をしてまいりたいと思います。

まず、特Aのランクであります。特Aランクでは森組、ガイアートに発注された5件の発注総額は3億1,015万円。そのうち4件が一般競争入札が採用されています。平均落札率は、84.7%とランク別では最低の落札率になっています。平成17年度の平均落札率94.97%と比較しますと、10ポイント以上低下をしています。談合事件の摘発など、社会的な批判や一般競争入札の採用による効果であると思われます。5件中、4件を森組が落札をしています。受注額は2億3,855万円と偏った結果になっております。

次に、A1ランクであります。A1は、吉村組、栄和建设、関鉄、関西興業に発注された9件の発注総額は4億2,780万円と4億円台を確保されているが、減少傾向にあります。平均落札率は92.54%と、平成17年、18年度と比べて2.76から4.45ポイント低下し、予定価格の総額との差額は3,460万円と前年度の2,290万円を1,170万円上回っています。競争性の発揮、企業努力の成果があったものと思われます。

次に、Aランクであります。矢羽田建設、吉井建設、2社に発注された5件の発注総額は1億1,662万円であります。前年比2,161万円の増となっております。平均落札率は96.70%とA1よりも4.16ポイントも高く、平成17年度比で1ポイント低下しているものの、平成18年度の96.62%からは0.1ポイント高くなっています。談合が疑われる高率の落札率であり、企業努力の跡がうかがえず、地元業者育成の期待を裏切っていると言わざるを得ません。

次に、Bランク、北田組、生野建設、かつらぎ建設、3社に発注された3件の発注総額は1,195万円、平成18年度比で7,740万円ふえています。平成17年度比では51.47%と半減をしています。平均落札率は98.24%と、平成17年度の97.37%、平成18年度の97.46%と比較して1ポイント近く高くなっており、ランク別では一番高い落札率になっています。しかも、前年度より高くなっているのはBランクだけで、競争入札されたとは到底考えられず、談合の可能性が高いと言わざるを得ません。

次に、Cランクであります。白光建設、忍海建設、岸本組、三容建設、新川組、大藤建設、西建、堀内組、丸善建設、ヤマト建設、ヨシキ建設、吉村土木、西島組、ダイコー建設、14社に発注された15件の発注総額は、1億537万円。平成18年度比で2,257万円ふえています。災害復旧工事がなければ5,780万円程度で大幅な減少が予想されます。平均落札率は97.58%と、異常な高落札率だった平成17年度の99.23%よりは1.65ポイント低くなっていますが、相変わらず高率に張りついています。また、廃業した業者を除く14社が満遍なく工事を配分されている入札結果は、工事をもらうのは当たり前、既得権のように考え、談合を繰り返して工事を配分している様子が伺えます。ある意味で公平は確保されているが、競争性、透明性はゼロに近いと言わなければなりません。企業としての努力が全く見られません。このランクでも地元業者の育成は名ばかりになっていると言わざるを得ません。

次に、Dランクであります。窪田建設、当麻建設、杉田工務店、井森組、東建築、5社に発注された7件の発注総額は2,140万円。平成18年度比で1,500万円ふえています。平均落札率は95.54%と、平成17年度の97.71%より2.17ポイント低くなっています。A1ランクに次ぐ低い落札率で、一定の企業努力が見てとれます。

次に、舗装の金額が大きいランクであります。清川組、一伸建設、2社に発注された4件の発注総額は3,557万4,000円。落札率は92.96%と、平成17年度比で5.48ポイント、平成18年度比で2.7ポイント低くなっております。一定の競争性が発揮されているものと考えます。

舗装の金額の少ないランクでありますけれども、石本組、一伸商事、柳原組が3件発注を受け、発注総額は827万4,000円であります。落札率は95.1%。平成17年度比で2.61ポイント低くなっている状況であります。

以上、ランクごとの入札結果について受注業者や落札率等について述べましたが、これらの入札事務が適正、適法に行われていたのか。その評価について説明を求めたいと思います。

次に、契約締結の方法、入札の方法について伺ってまいります。

平成19年度に執行された51件のうち、霊苑整備事業と1億円程度の下水道工事3件をあわせて4件については、条件つき一般競争入札が採用され、残り47件は指名競争入札であります。一般競争入札が採用された4件の工事の落札率は69.34%から84.37%、平均落札率は78.25%でありました。一般競争入札の競争性が発揮され、大きな経済効果を上げています。地方自治法第234条は、契約の方法は一般競争入札が原則とされています。条件つき一般競争入札をさらに拡充をすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。所見を求めるものであります。

次に、談合、一括下請負、いわゆる丸投げについて伺います。

全国市民オンブズマン連絡会議は、落札率が95%以上の工事は談合で落札された疑いが強いとし、全体におけるそれらの工事割合を談合疑惑度として集計をしています。平成19年度の入札結果からすれば、51件中31件では本市の談合疑惑度が60.78%ということになります。A、B、Cランクの25件では、全てが落札率95%以上で談合疑惑度が100%であります。このような結果をどのように評価をし、対応されるか、答弁を求めるものであります。

次に、一括下請負、丸投げについてであります。Cランクの高落札率は単なる談合によるものではなく、丸投げ業者が数社介在し、落札率を引き上げ、不当な中間搾取を得ようとするための結果ではないかと考えられます。一括下請負は全面的に禁止をされています。公共工事においては、厳に排除されなければなりません。丸投げ業者の排除にどのように取り組まれておられるのか、説明を求めるものであります。

次に、地元企業の育成並びに地域経済の振興について伺ってまいります。

公共工事は地域経済や地域環境の中で位置づけられ、公共事業の発注は公共事業の予算を通じた産業政策の1つであります。地元業者が受注しやすい地元住民の生活要求に基づく公共事業に転換することが地元業者の育成、地域経済の振興につながるのではないのでしょうか。また、地元中小企業への優先発注と公正な競争の徹底で、談合を防止する条件つき一般競争入札を導入すべきであると考えます。さらに、直接施行する業者ができるだけ元請で受注できるようにすること、そのための分離発注を拡大することが必要ではないのでしょうか。以上答弁を求めるものであります。

次に、介護保険制度の改善について伺ってまいります。

葛城市の介護保険事業は平成18年から平成20年までの第3期介護保険事業計画に基づき、執行、運営されていますが、来年4月には3年ごとの見直しの時期を迎えます。現在本市においても、第4期の介護保険事業計画の策定に向けて着々と準備が進められているところだと考えます。介護保険計画は、各年度におけるサービスの種類ごとの給付の見込み、その確保のための方策やサービス事業者間の連携の確保など保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項を定め、その事業計画で見込まれた給付などによって1号被保険者の保険料が算定され、さらにサービス基盤の整備計画の指針となる重要な計画であります。

私は、この第4期介護保険事業計画の策定によって利用者が必要なサービスを受けられ、老後を安心して託せる介護保険事業に改善されるべく質問を行い、提案をしてみたいと思います。

まず、計画策定に当たってやらなければならないことは、現在の第3期事業計画の執行状況、実態を正確に把握し、被保険者、利用者の立場からしっかりと評価を行うことでもあります。そして、新たな計画に生かさなければなりません。第3期事業計画では、新予防給付の導入や地域包括支援センターの設置などの制度改革を初め、介護施設やショートステイなどの居住費や食費が保険の対象から外され、利用料の全額自己負担が導入されました。さらに、1号被保険者の保険料が2,650円から4,100円に引き上げられたことはご承知のとおりであります。

そこで、伺いをいたします。この第3期事業計画によって実施された制度改革によって

サービスの利用にどのような影響を与えたか、お伺いをいたします。また、居住費や食費の保険外しによる利用料の全額自己負担によってサービスの利用が抑制されることがなかったのか、伺いたいと思います。介護保険の導入時の理念であった、家族介護から社会が支える制度、在宅で安心できる介護、この実現に不可欠な必要の人に必要なサービスが提供できたのか、これらの点について説明を求めるものであります。

次に、利用料、保険料の負担軽減について伺います。

1号被保険者の介護保険料は、第3期介護保険事業計画によって2,650円から47%、1,450円も引き上げられ4,100円となり、全国平均4,090円を上回る高い保険料になりました。保険料段階は5段階から6段階に細分化されましたが、市民税非課税者も納付義務がある上に所得税、住民税や国保税に比べても、所得の少ない人ほど負担割合が高くなるという逆進性も強く、所得の低い人ほど重い負担になっています。しかも、1号被保険者の保険料は、基本的に介護サービス給付費の大きさによって決まりますので、介護サービスの基盤が整備され介護サービスの需要が多い市町村ほど保険料が高くなる仕組みになっております。

本市でも老人保健施設やグループホーム等の参入による利用の拡大が保険料を引き上げる大きな要因になっておりますが、第4期事業計画の策定に伴う保険料の引き上げは到底許されるものではありません。まず、考えるべきことは、高齢者の負担を軽減するために準備基金積立金を活用して、1号被保険者の保険料の軽減、市独自の減免制度をつくるべきではないでしょうか。所見を求めます。

次に、国庫負担の引き上げについてお伺いをしてまいります。

そもそも介護保険料や利用料が高い最大の原因は、介護保険制度が始まったときに、介護にかかわる費用の国庫負担割合をそれまでの50%から25%へと大幅に引き下げたことにあります。国庫負担を50%に引き上げることは、全国市長会や全国町村長会なども長年要求をしてきています。さらに、全国市長会や全国町村長会は当面5%の調整交付金は、25%の枠外に外枠にして全ての市町村に最低でも25%が交付されるよう強く要望しています。来年4月には介護報酬も改定される予定であります。介護報酬の引き上げが保険料の値上げにつながるようには、計画的に国庫負担の割合を引き上げることが重要であると考えます。いかがでしょうか。市長の所見を求めるものであります。

再質問は自席で行わせていただきます。

西川議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、白石議員の公共工事の入札契約手続、改善と地域経済の振興ということで3点についてご質問をいただいておりますので、順次ご回答申し上げます。

まず、平成19年度の入札結果ということでございますけれども、白石議員の方から各工種ランク業者についていろいろご質問をいただいているところでございますけれども、平成19年度の建設工事の主なものの執行状況でございますけれども、土木工事で60件、建設工事で5件の入札の執行を行っております。

土木工事の内訳といたしましては、指名競争入札が56件、一般競争入札といたしまして4件の執行を行ったところでございます。一般競争入札をいたしまして、4件のうち下水道事

業で3件、霊苑整備事業で1件となっております。この霊苑整備事業につきましては、総合評価落札方式によりまず執行を行っております。これらの土木工事の平均落札率は93.21%でございます。建築工事の内訳といたしましては、指名競争入札で4件、一般競争入札で1件の執行を行っております。その工事につきましては、ご存じのように忍海小学校校舎改築工事となっております。これらの建築工事の落札率は94.18%ということでございます。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律による対象工事、200万円以上の工事でございますけれども、平成19年度の落札率は93.24%で、前年度平均落札率95.4%より低くなっておりますので、この総合評価方式によりまずものも含めまして、一定の効果があつたのではないかと考えております。

次に、条件つき一般入札の拡大でございますが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が平成13年4月に施行されまして、本市におきましても公共工事の透明性、公平性の確保の観点から、入札内容の事前公表、入札結果の公表等、また平成18年度からは公共工事の発注見通しの公表を行っているところでございます。また、より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、平成17年4月公共工事の品質確保の促進に向けた法律が施行されたことによりまして、従来の価格だけで評価していた落札方式とは違い、企業の施行能力、配置技術者の能力、品質を高めるための新しい技術やノウハウ等、価格以外の要素も含めて評価いたします総合評価落札方式により入札執行することによりまして、目的物の品質の向上、不良不適格業者の排除、新技術、新工法の採用促進等の効果が考えられますので、本市におきましても平成19年度に試行的に1件の行った実績がございます。今年度におきましては、現在まで4件の総合評価落札方式による入札を実施してまいりました。今後は、談合が生まれぬよう総合評価落札方式を下位ランクの業者へ、また県におきまして実施されております電子入札、郵便入札等競争性、透明性を求め検討してまいりたいと思っております。また、丸投げ業者の問題につきましては、現在現場担当者にチェックリストによりまして、技術者の常駐状況、各工事の施工状況を記入できるようチェックリストを渡してございます。このチェックリストの結果によりまして、次回の入札に生かしていきたいと考えております。

次に、地元業者の育成並びに地域経済の振興ということでございますが、発注工事の難易度にもよりますが、技術力があれば地元業者への発注を優先的に考えております。しかし、公共工事が減少していく中で、技術者の入れかわりも激しく、次の現場では新しい現場管理者が登録され、どれだけの技術力があるのか、提出される工事実績では判断しかねる場面もございます。それと、労働衛生法で定められています各工種についての各種講習会を受講されているか、この点につきましても受講済書のコピーの提出を願っているところでございます。また、地元業者におきましても、災害発生時の応援体制、市内一斉清掃での各大字へのダンプカーによる応援等、これらを実施されておりますので、やはり市といたしましても今後育成、地域経済の拡大、これらを考えた工事発注ということで検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 17番、白石議員の一般質問にお答えさせていただきたいと思います。

介護保険事業の改善についてということで、大きく3つにわたってご質問をいただいております。

最初に、利用者が必要なサービスが受けられるよう改善することについてでございますが、葛城市では従来居宅介護サービスの中で通所介護や短期入所生活介護が特に活発な利用状況となっております。平成18年7月には市内に介護老人保健施設が開設されましたことに伴いまして、老健施設入所及び併設されました通所リハビリテーションなどのサービス利用も増加してきておるところでございます。リハビリを中心といたしましたサービス提供は、利用者の心身の状態の維持改善につながり、住み慣れた地域で在宅生活を継続していただけることの支援につながっていると思われまます。今後も事業所の参入などによりまして、供給量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上に取り組んでまいりたいと思います。また、地域包括支援センターを中心に75歳以上の方やサービスの未利用者への訪問、ケアマネージャー連絡会議等を通しまして、ニーズの掘り起こしなどを進めておりますが、本当にサービスが必要な方に必要なサービスが届くように、保健、医療、福祉の連携、介護の事業所、関係機関などとの連携をより一層図ってまいりたいと思います。

次に、保険料や利用料の負担を軽減することについてでございますが、低所得者の方に対する軽減対策といたしまして、介護保険制度の中で負担が重くなり過ぎないように仕組みが導入されております。保険料については所得段階別の細分化がなされ、一方利用料につきましては高額介護サービス費の負担限度額の細分化や施設サービスの居住費、食費の負担限度額が設けられるなど、低所得者への配慮による制度改正が行われてきました。また、平成20年4月からは、医療と介護の高額合算制度も施行されております。なお、本年度は第4期の介護保険事業計画の策定の年となっております。介護保険制度における給付と負担についての制度趣旨に即し、保険料の見直しを適切に行ってまいりたいと思います。

3番目の国庫負担の引き上げ、介護報酬の引き上げを国に求めることにつきましては、議員もおっしゃいましたように、各サービスの介護報酬の水準につきましては利用の事情に照らして効率化、適正化により3年に1度見直しが行われております。介護職員の賃金、介護事業経営の実態などを考慮して、本年度におきまして介護報酬改定が行われる予定であります。介護予防事業や家族介護支援事業などの地域支援事業が、介護保険制度に創設されて3年目になります。制度改革を踏まえまして、この間介護予防から介護サービスまで地域の実情に応じて総意工夫した介護保険事業が市民の信頼できます制度となるように取り組んできましたが、これまで以上に地域住民全体の介護予防活動などが展開されるよう地域支援事業に取り組んでまいりたいと思います。今後におきましても、介護保険の費用の増加が見込まれる中、制度の持続、可能性を確保するためにも、公費と保険料を負担していただくことにより、社会全体で介護を支える仕組みとして慎重に事業を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

西川議長 17番、白石君。

白石議員 それぞれご答弁をいただきました。

まず、公共工事の入札、契約手続の改善について再質問をしてみたいとこのように思います。

部長から、平成19年度に執行された工事等についてのご報告がありました。概括的で総括的な評価、報告でありましたけれども、私は数字をお示しして平成19年度の入札の実態がどうであったか、それが今後どう生かされるかということで、参考にし具体的に組み込んでいただくということを求めたわけであります。

例えば、先ほど言いましたけれども、A、B、Cランク25件がもうすべて95%以上の落札率になって、そして全国市民オンブズマンのこれまでの入札にかかわる取り組みの中で談合疑惑度という数字を出してまいりましたけれども、この発注件数に対して落札率が95%以上の件数についてその比率を出しているわけでありますけれども、A、B、Cランクでは談合疑惑度は100%というふうになっています。

確かに、公共事業が細り地方経済が大変な状況の中で、仕事そのものが減少している。こういう中で、談合といいますか、調整をし、それぞれ業者が受注をする、こういう形になっているんだというふうに思います。しかし、それは今社会的な談合や丸投げに対する国民の大きな怒り、批判に対して全く無関心でいる。全く企業努力をおざなりにしている。そういう企業であると私は言わざるを得ない。私は、地元業者の育成、このことによって地域経済をやっぴり振興していくということは、これは行政として当然のことだと思います。しかし、企業努力をしない、その中には丸投げをし中間搾取をする、こういう業者が依然として存在をする。これを放置していいのかというのをやはり今入札結果をお示しする中で、明確にしていかなきゃならないと思います。

私は、この間平成17年度、18年度、19年度、合併してからの3年間にわたって入札結果について分析をし提案をしてみたい。その中で、確かに落札率は低下をし、一定の効果は上がってきています。それは一定企業としての体をなして、まじめに業を営んでいるそういう業者であります。ところが、公共事業はもらって当たり前なんだと。仕事をよこせ。こういう業者こそ談合に走り、市民の税金をむだ遣いしている、そういうことになっているわけです。私は、書類の審査だけではなくて、実際にどこに事務所があるのか、そこにだれが住んでいるのか、そういうことをやはりきちっと調べて対応をしていただきたい、このように思うわけであります。

次に、介護保険の改善についてであります。

部長の方からこれも総括的、概括的にご説明をいただきました。現在執行されている第3期事業計画の評価についてのご答弁では、市内に老人保健施設が開設されたことによって、施設入所は通所リハビリなどのサービス利用者が増加をし、利用者の心身の状態が維持改善され、住み慣れた地域で在宅生活を継続していくことへの支援につながって、今後も事業所の参入などにより供給量の確保に努め、サービスの質の向上に取り組みたい。また、制度改正によって設置された地域包括支援センターを中心に75歳以上の方や未利用者への訪問等を通して市民のニーズの掘り起こしを進め、サービスが必要な方に必要なサービスが届くよう

に、保健・医療・福祉の連携、介護事業所や関係機関などとの連携を図り、一層努力をしていきたいということでもあります。

そこで、私は改めて平成18年度、19年度実績、平成20年度の実績見込み、利用者から寄せられた実態から改善すべき具体的な点についてお伺いをしてまいります。

まず、介護給付費の推移についてであります。計画された給付費に対する各年度の給付費の執行率は、平成18年度は93.69%、平成19年度は92.75%、平成20年度の見込みは90%程度であると言われております。いずれの年も実質収支は黒字、黒字見込みであります。その結果、介護給付費準備基金積立金は平成19年度末現在高で7,954万円となっております。平成20年度末には9,000万円を超える見込みだと考えます。給付の見込み量が妥当であったのか、保険料の大幅な引き上げが必要であったのか、私は問われなければならないと思います。

全国的に見ても、平成17年度をピークに介護給付費は政府の当初予算見込み水準すら下回って減少し続けています。これは、高齢者の人口がふえる中で異常な事態だと言わなければならないと思います。では、どうして執行率が90%台の前半にとどまっているのか、どのような理由によるものか、改めて説明を求めたいと思います。

次に、利用限度額に対する利用率、未利用者についてであります。若干の前進があるものの、約45%にとどまっています。これは、どのような理由によるのか、説明を求めたいと思います。

次に、利用限度額の拡大についてお伺いをしてまいります。利用限度額に対する利用率が45%程度と低迷している一方で、目いっぱい介護サービスを利用して、在宅で頑張っている重度の方は低く設定された利用限度額によって、利用限度額を超えた分の利用料の全額負担が重くのしかかり、在宅で生活を送ることがますます困難になってきています。これは、市民の中での身近な例でありますけども、高齢の夫婦世帯ですが、奥さんは要介護3で寝たきりの状態です。毎日朝、昼、晩の3回の訪問介護サービスを要し、おむつの取りかえや家事援助などの支援を受けています。ほかにも、週2回のデーサービスや訪問看護サービスも利用し、体の弱いご主人が買い物や身の回りの世話をして何とか住み慣れた家で暮らしていましたが、ご主人が複数の病気を患い買い物などの外出も困難になったことにより、ヘルパーさんに買い物を頼むことになりましたが、この分の利用料が限度額を超えて全額負担となったわけでありまして。施設介護では利用限度額は超えることはないのではないのでしょうか。このような事態になれば、幾ら奥さんもご主人も在宅での生活を望んでも経済的にたえられず、やむなく施設入所を選択せざるを得ないのではないのでしょうか。

私は、利用料限度額の増額、あるいは市が利用料の負担を軽減する独自の施策が必要であるのではないかと、このように考えますが、ご所見はいかがでしょうか。

次に、在宅でも施設でも安心して暮らせる基盤整備について伺ってまいります。高齢者人口は、平成27年には団塊世代が65歳に達し、その10年後の平成37年には高齢者人口は3,500万人、葛城市では1万人、ピークになるわけでありまして。また、高齢者のひとり暮らしの世帯は平成17年には高齢者世帯の3分の1に当たる約570万世帯、葛城市では557世帯であります。高齢者夫婦のみの世帯も約610万人、葛城市では711人となります。さらに、高齢者の増

加とともに認知症高齢者も現在の約250万人、葛城市では600人へと増加をする見込みであります。

この近い将来の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している状況、現状を直ちに改善しなければ、改善に着手をしなければ、大変な事態になるということであります。身近なところでの例でありますけれども、入院して手術が必要な奥さんのケースであります。認知症の夫と障害者の姉を抱えています。老健施設やショートステイ等への入所利用が困難な状況で、いつまでたっても手術ができない、こんな実態であります。

第4期介護保険事業計画の見直しに当たって、逼迫した高齢化や身近な実態を解決するために葛城市にどのような施設整備や介護サービスの充実が必要なのか、真剣な検討が必要ではないでしょうか。どのような整備計画を考えておられるか、説明を求めるものであります。

次に、保険料、利用料の負担の軽減の問題です。保険料、利用料のあり方は、保険料は所得に比例して、利用料は所得に応じて負担する応能負担が社会保障制度の原則であります。国や都道府県は、市町村が独自に行う保険料、利用料の減免に対してさまざまな締めつけを行っていますが、介護保険事業は自治体の判断と責任において行われる自治事務であります。さらに、介護保険法第142条は、市町村は条例で定めるところにより特別の理由がある者に対して減免できると定めております。まさに、地方自治体の判断でできることであります。厚生労働省が、平成17年4月に地方自治体が独自に減免を実施している市町村を調査しておりますが、それを見ても保険料では771の保険者、全体の36%、利用料は581の保険者、全体の24%が保険料の負担軽減を図っております。いかがでしょうか。改めて市長の答弁を求めるものであります。

再答弁を求めます。

西川議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、白石議員の再質問でございますが、まず談合問題等ということについていろいろ質問いただいたところでございますけれども、現在Bランク以上の業者、またCランクの数社におきましては国土交通省が公表しております公共工事の積算ソフト、これをやはり購入いたしまして、自分らが指名を受けた、また一般競争入札に参加するための積算をやっているところでございます。この積算ソフトにつきましては、我々が設計するときには使用いたします歩掛かりと全く同じ内容のものとなっております。ただ、金額につきましては今までどおりマル秘扱いということでございますので、金額にはやはり民間が販売しております積算ソフトとはやはり若干の差があるんですけども、その積算につきましては、国土交通省が公表しております歩掛かりによって積算をしますもので、やはり近い金額が出てくると。それによって、やはり自分の企業の努力によってどこまで競争性を求めていくかということになるかと思われるんですけども、今後もこういった積算ソフトの購入状況ということにつきましてはふえていくものと思っております。

それから、談合問題についてなんですけれども、これらにつきましてはご答弁申し上げましたように、昨年度より現場担当者にチェックリストを持たせ、現場に行ったときにはその技術者の常駐状況、それから各業者の施行状況といったものをチェックするようになっており

ます。県におきましても、やはり管理技術者、一級土木施行管理技師、また労働衛生法に定められます各種講習会の受講状況、これらを人数的等におきましてランクごとに人数を決められておりますので、こういった点でもやはり締めつけとえばちょっとひどい言い方になるかも知りませんが、その業者のランクによる技術配置状況というのも今まで以上に厳しさというのが県でも求めているようでございます。こういった点につきましても、19年度よりうちの方でも採用しておりますチェックリストによりまして、今後におきましてもこういったものをどんどん進めながら、白石議員おっしゃいます競争性、それから透明性というのを求めてまいりたいと思います。

西川議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 介護保険の件でございますけど、第3期の事業計画につきましては、議員の話にもありましたように、3期全体としては黒字というような最終的なことにつながるんじゃないかな、このように思っております。主な要因といたしましては、介護認定者数の増加を見ておったわけでございますけど、ほぼ横ばいの状態できておるということでございます。また、介護認定の利用者につきましては、居宅介護におきましては、平成19年4月で70.7%でありましたが、平成20年4月で72.3%ということで伸びてきております。一方で、使用限度額につきましても平成19年の4月分で見ますと、先ほどお話ありましたように、45%余りであったのが、平成20年4月で47%ということで伸びてきております。施設入所につきましても平成20年の6月で老健施設につきましても平成19年度からいたしますと、7、8名の入所増というようなことで見込んで、今後の平成20年度の結果も踏まえ第3期の総括を慎重にやりながら第4期の介護事業計画に向けて策定委員会等の意見も踏まえながら基盤整備とともに検討してまいりたい、このように思います。

西川議長 あと3分。

花井保健福祉部長 必要なサービスの利用につきましては、それぞれ利用者の方のご希望もあるわけですが、それが本当に必要なサービスの分については必要なサービスとしてのぞんでいきたいですし、叶えられるよう努力してまいりたいな。一方で過度のサービス利用と思われる分については十分ご本人さんのご理解も得ながら、また今後の課題にしていきたいなとこのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

西川議長 市長。簡単に。

吉川市長 負担軽減のことについて所見を求められました。

西川議長 あと1分。

吉川市長 おっしゃっていただいたように、特別の理由によって条例で決めてと、こういうことになっておりまして、そういうふうになつとるわけでございます。そういう条例をいかに運用していくかと、こういうことであると思うわけでございますので、その点をよく検討をしていきたいというふうに思います。

それから、1回目の質問で報酬の引き上げにかかわって、国庫負担の増額をどう考えているかという質問もあったわけでございます。以前も言っていたかのように、市長

会でも25%以外の5%をバックしてという指摘がありましたような、お話がございましたような、そういうことをきょうまで運動してきたわけでございまして、報酬の引き上げが即保険料につながっていかない。私は、そういうふうに思っておるわけでございますけれども、国庫負担についてもさらに努力をしていきたいと、このように思います。

以上です。

西川議長 23秒やで。はい。

白石議員 部長の方からご答弁をいただきました。積算ソフトを皆さんが購入して価格を出しているということでありましてけれども、これはやっぱりゼネコンも同じなんですね。しかし、ゼネコンの方は80%や70%台の落札をしているんですよ。何で競争しないのか。それは確かに歩掛かりを言いました。それは人件費にしたって、材料費にしたって、機械費にしたって、それは大規模に仕入れをすればそれだけ安くなるからね。そういうことはわかります。しかし、99.50%で9万円の間には3社がきっちり入れてくるなんていうのはこれはやっぱり納得いかない話ですね。そういうことを述べて終わっておきたいと思っております。ありがとうございました。

西川議長 白石栄一君の発言を終結いたします。

次に、日程第2、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から葛城市議会会議規則第104条の規定により所管事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事務について閉会中、継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中、継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

9月12日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただきましたことに対しまして、篤く御礼を申し上げます。これをもちまして本定例会が閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、議員各位からの会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成20年度葛城市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつとさせていただきます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

吉川市長 閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

去る9月12日、開会をされました葛城市議会平成20年第3回定例会が、本日全日程を終え、閉会をいただきました。私にとりまして、今定例会が今期最後の定例会であり、感慨ひとし

おのものがございます。この間、多くの励ましや叱咤激励をいただきましたことにつきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、会期中に議員の皆様方から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことにつきましては、職員一致団結してしっかりと受けとめながら、あすからの市政推進に資していきたいというふう存じます。

議員各位におかれましては、今後一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

長期間ありがとうございました。

西川議長 以上で、平成20年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。まことにご苦労さまでございました。

閉 会 午後0時05分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 川 弥三郎

署 名 議 員 吉 村 優 子

署 名 議 員 野 志 昭